

東京大学体験活動プログラム実施要項

平成29年3月22日

総長 裁定

改正 令和4年6月23日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京大学体験活動プログラム（以下「体験活動プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 体験活動プログラムは、本学の学生に対し、実社会での多様な体験を通じて異なる発想、行動様式又は価値観と接触する機会を、正規の授業科目とは別に提供し、もって次世代を担う学生の育成に資することを目的とする。

(対象者)

第3条 体験活動プログラムの対象者は、学部前期課程及び後期課程並びに大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程の学生とする。

(区分及び実施内容)

第4条 体験活動プログラムは、国内プログラム、海外プログラム及び研究室プログラムに区分し、各プログラムの実施内容については、別に定める。

(申請)

第5条 体験活動プログラムへの参加を希望する者は、所定の期間内に申請書を提出しなければならない。

(審査及び通知)

第6条 前条の申請について審査を行い、体験活動プログラムの参加者を決定し、結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の審査について必要な事項は、別に定める。

(奨励金)

第7条 体験活動プログラムの参加者に対して、活動を支援するための奨励金を支給することができる。

2 奨励金の支給については、別に定める。

(報告)

第8条 参加者は、体験活動プログラムの終了後に、報告書を提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第9条 第7条の奨励金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給された奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請した体験活動プログラムが中止されたとき。

(2) 申請した体験活動プログラムの全部又は一部に参加しなかったとき。

(3) 申請の内容に虚偽があったとき。

(4) その他体験活動プログラムへの申請又は参加に際し、本学の学生としてふさわしくない行為があったとき。

(事務)

第10条 体験活動プログラムに関する事務は、本部社会連携推進課が処理する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、体験活動プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和4年6月23日から実施し、令和4年4月1日から適用する。